

静岡県訓令甲第2号

本 庁
出先機関

静岡県官報掲載事項に関する規程（昭和35年静岡県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
(官報報告主任) 第2条 (略) 2 報告主任は、 <u>経営管理部総務局法務文書課</u> <u>長</u> をもって充てる。	(官報報告主任) 第2条 (略) 2 報告主任は、 <u>経営管理部総務局法務課長</u> を もって充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。